

平成14年1月から 所得税の確定申告書が

新しくなります

納税者の方々からの「分かりやすく・書きやすい申告書を」という声にお応えし、平成14年1月から、所得税の確定申告書が新しくなりました。

確定申告書 A

申告する所得が給与所得や年金などの雑所得、配当所得、一時所得だけの方が使用できる申告書です。

給与所得者で医療費控除を受ける方や年金収入のある方などは、この申告書になります。

様式が2種類に！

現在の6種類ある申告書をA・Bの2種類に統合しました。

記載欄を整理！

申告書の小さな文字の説明文や計算式を整理し、できるだけ大きな文字を使用し、見やすい様式にしました。

用紙がA4サイズに！ (広報紙の1ページ分)

「用紙が扱いにくい」という声にお応えして用紙をA4サイズに改め、裏面から表面に転記する方式を廃止し、用紙を2枚にしました。

分離課税用などが別表に！

申告書の統合により、分離課税用申告書と損失申告書、修正申告書を別表にしました。

確定申告書 B

所得の種類にかかわらず、どなたでも使用できる申告書です。

事業や不動産の所得のある方などは、この申告書になります。分離課税の所得を申告する方などは、別表が必要になります。

手引きを充実！

記載欄等を整備したことに伴い、「確定申告の手引き」に申告書の書き方と一体となった「生命保険料控除・損害保険料控除・医療費控除の計算コーナー」を設け、手引きの中で所得金額や所得控除額などの計算ができるようにしたほか、収入金額、所得金額等の項目別に申告書と同一色のインデックスを付けて、申告書への転記がスムーズにできるようにしました。

確定申告書の新様式は最寄の税務署や役場の窓口で閲覧できるほか、国税庁のホームページ【<http://www.nta.go.jp>】に掲載してありますので、ぜひご覧ください。